

3 R

3R運動

環境を守る合言葉

まちづくり課 環境下水道係 ☎77・3908

10月は「3R推進月間」です。町では、ごみの減量化（リデュース）、再利用化（リユース）、再資源化（リサイクル）の促進のため、不用品の回収を行います。

■実施日 10月28日(日)

■実施時間および会場

○午前10時～10時20分 菱田共同利用施設

○午前10時40分～11時 大台北集会所

○午前11時20分～11時40分 新井田公民館

○午後1時～1時30分 役場車庫前

※昨年から時間が変更されています

ますので、ご確認ください。

■回収品目 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック

※新聞・雑誌・段ボールは分別してひもで十文字に束ねてください。

※牛乳パックは洗ってから開いて十文字に束ねてください。

■その他 会場に搬入された方には、粗品を進呈いたします。

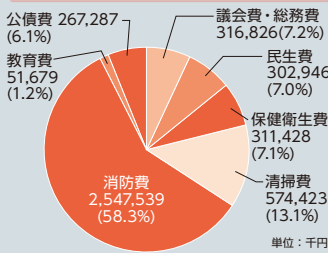
■注意 古着は回収しません。

平成29年度決算
山武郡市広域行政組合

山武郡市広域行政組合 ☎0475-54-0252

山武郡市6市町の共同処理として、山武郡市広域行政組合で行っている事務の決算についてお知らせします。

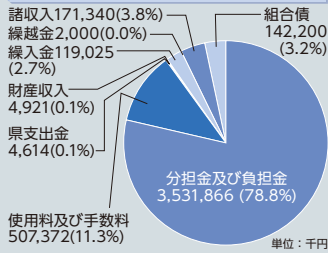
歳出総額 4,372,128千円



■事務内容

消防業務、養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・し尿処理施設・夜間急病診療所・斎場の運営、電子計算機による情報処理、介護認定審査会業務、教育相談業務など

歳入総額 4,483,338千円



下水

10月1日は浄化槽の日

適切な維持管理できれいな水に

まちづくり課 環境下水道係 ☎77・3908

浄化槽は、適切な維持管理を行わないと悪臭の発生や放流水の水質悪化など生活環境を悪くする原因となります。環境を守るため、浄化槽の定期的な保守点検と清掃を行しましょう。

浄化槽は微生物の働きを利用して、トイレ・台所・お風呂などから出る汚水を「きれいな水」に処理して放流しています。

浄化槽を微生物が活動しやすい状態に保つためには、各装置や処理状況のチェック、薬剤の補給などを行う「保守点検」や槽内の汚泥（処理に伴い発生する堆積物）引き抜きなどを行う「清掃」といった維持管理が必要になります。

■浄化槽の保守点検 法律で定期的な保守点検が義務付けられています（回数は浄化槽の処理方式や種類によって異なります）。

千葉県に登録されている保守点検業者に確認し依頼しましょう。

■浄化槽の清掃 年一回以上行うことが法律で義務付けられていますので、山

武郡市広域行政組合の許可を受けた左記業者に依頼しましょう。

■問合せ 山武郡市広域行政組合 環境衛生課料金係 ☎0475-54-0531

| 業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|--------------|---------------|
| (株)五十嵐商会 | 東金市関下171 | ☎0475-58-5249 |
| (株)新興ウオターマネジメント工業 | 東金市家徳315-5 | ☎0475-54-2231 |
| (有)環境衛生センター | 東金市広瀬592-1 | ☎0475-58-2304 |
| (有)渡辺清掃 | 東金市東中323-18 | ☎0475-58-3308 |
| (有)甲斐浄化槽サービス | 大網白里市細草513-1 | ☎0475-77-1717 |
| (有)成東浄化槽センター | 山武市津辺703-1 | ☎0475-82-0202 |

パソコン教室の開催について

☎ 中央公民館 ☎77-0066

初心者向けのパソコン教室を下記のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

■パソコン教室予定表

| コース名 | 日 | 時 | 内 容 |
|-----------------------|-----|--------|---------------------------------|
| パ初 ソコ メテ コンの | 11月 | 24日 午前 | 電源を入れて、キーボード・マウスを使って文字の入力に挑戦しよう |
| | | 24日 午後 | Wordを使ってみよう |
| | | 25日 午前 | Excelを使ってみよう |
| 初 級 ①②③ | 11月 | 25日 午後 | パソコンの選び方 使用用途に合わせて賢く選ぼう |
| | | 1日 午前 | パソコントラブル解決 |
| | | 2日 午前 | 困ったときは試してみよう |
| ラパ ブル コン ト決 | 11月 | 1日 午後 | インターネットでフリーイラストをダウンロードしてみよう |
| | | 2日 午後 | イラストと写真オリジナルカードを完成させよう |
| カレ ンダ ー作 成①② | 12月 | 8日 午前 | SNSって何？ |
| | | 9日 午後 | YouTubeって何？ |
| | | 8日 午後 | Excelを使って家計簿を作ってみよう |
| | | 9日 午前 | 写真を入れて年賀状をデザインしてみよう |
| 年賀 状作 成①② | 12月 | 15日 午前 | 宛名の一覧を作り管理しよう |
| | | 16日 午前 | |
| | | 15日 午後 | |
| | | 16日 午後 | |

※午前の部…10時～正午
午後の部…1時30分～3時30分

■申込み 11月20日(火)までに中央公民館までお申し込みください。

■定員 各回15人

■参加費 無料

防音

更なる機能強化実現に向けた環境対策 内窓設置事業などを開始します

☎ 総務課 空港地域振興係 ☎77-3906

平成30年10月1日から、同年3月の四者協議会において合意された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、環境対策の一環として内窓設置事業を開始することとなりました。併せて、既存防音工事の施工内容の充実についても開始いたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までにA滑走路の発着時間を変更することが四者協議会で確認されていることを踏まえて、A滑走路側を先行して実施いたします。

■内窓設置事業について

■事業内容

①寝室への内窓設置工事

②寝室の壁・天井補完工事
■事業主体 公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団
■対象エリア 騒特法防止地区内（A滑走路側）
■事業開始日 10月1日(月)
 ※右記以外の「防止地区」および「各滑走路の防止地区」に挟まれた谷間地区」については、新たな「騒防法第1種区

域指定の告示」および「騒特法防止地区の都市計画変更の告示」がともに行われた後に実施いたします。

■既存防音工事の充実について

■実施項目

①ペアガラスへの助成
 ②世帯人数による防音工事限度額の柔軟化
 ③浴室、洗面所およびトイレの外郭防音化

■事業主体 成田国際空港株式会社、公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団
■対象エリア 騒防法第1種区内（A滑走路側）

■適用開始日 10月1日(月)



適用開始日以降に防音工事を行う住宅が対象となります。
 ※上記以外の対象エリアについては、新たな「騒防法第1種区域指定の告示」が行われた後に実施いたします。

■問合せ先

○内窓事業の詳細について
 公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団
 ☎0476-2011778
 （平日午前8時30分～午後5時15分）

○機能強化について
 成田国際空港株式会社
 ☎0570-00001955
 （平日午前9時～午後5時）

○申請受付窓口
 役場総務課 空港地域振興係
 ☎77-3906